

【補足資料】 第 241 回監査実務研究会 質疑応答・意見交換参考メモ

2020. 10. 20 監査実務研究会委員長 板垣 隆夫

残念ながら、小型 Wi-Fi ルーターのバッテリー切れが原因で前回に続き ZOOM でトラブルが発生し、ご迷惑をお掛けしました。休憩を挟んで報告が終わり、質疑応答に入って間もなく会場の Wi-Fi がダウンし、何度か復旧を試みましたが、結局会場と ZOOM の通信が相当時間遮断されてしまいました。この間、会場と ZOOM 側それぞれで行われた質疑応答・意見交換の内容について、以下参考メモを作成しましたので情報共有を行いたいと思います。合わせてダウン前の質疑応答の概要も記載しています。ただし、議事録ではないので正確でないところや洩れている発言等があることをご了承ください。なお、作成に当たっては堀田さん、渡辺さん、金馬さん、中井さんにご協力頂きました。また、元々監査実務研究会は自由闊達な議論ができるように議事録は作成せず、発言内容は参加者限りとする約束となっていますので、発言者の氏名は記載していません。

A. Wi-Fi ダウン前の質疑応答

【質問】アジア諸国、特にベトナム、フィリピン等では、通関時に、いくらかの支払いの請求を受けることは多く、ある程度渡さないと通関が出来ないケースも多くある状況であり、これを拒むことは現実的に難しいのではないのか。これらの事案を知った時に、具体的に監査役としてどのように対応することが出来ると思うか？

【回答】実際には難しいかもしれないが、当社としての支払いはしないように調整・努力する。また、会社として、現場だけが苦しむような状況におかないように、支払いの要請があった場合には、現地経営陣にエスカレーションさせるなど、会社として対応できる仕組みを検討する必要があると思われる。

【質問】贈賄は犯罪であり、刑事事件として責任を追及されないのか。

【回答】そのリスクはある。今回は、社内調査で発覚し、時間も経過しているので、海外事案である事も踏まえると可能性は低いと考える。しかしながら、株主の会のブログでの情報開示には、天馬の贈賄や役員の取った適法性に欠ける対応策についても、すべて英語訳が付いており、今回は米国の議決権行使助言会社が介入していることから、この事実をビジネスになると思う海外の存在がいるとすれば、かなりリスクは残っていると判断する。

B. Wi-Fi ダウン後の質疑応答（会場側）

【質問】監査等委員会は、本来中立性を保つべきなのに、株主の会側に寄っていたのではないのか。また、臨時取締役会に欠席して他の会議に出席していたことは、監査等委員として問題ではないのか。

【回答】監査等委員会としては、中立な立場で行動し、採決では正当に判断して決議に応じたものと思われるが、多数決の結果として、株主の会よりとなったと思われる。臨時取締役会を欠席したことは問題であるが、あらかじめ予定されていた海外の執行役員を含めた子会社での会合の日に、臨時取締役会の日程をぶつけられ、監査等委員 2 人を取締役会と会合に 1 人ずつ分かれて参加したのではないかと思います。（会社側の監査等委員 1 名は取締役会に参加）

【質問】監査等委員のメンバーは、本当に以前の海外贈賄事件を知らなかったのか？

【回答】別紙—1 の役員構成の記載通り、北野治郎常勤監査等委員は 2019 年 6 月の総会で就任しているので、2014 年から 2017 年の贈賄事件は知りえる立場にはいなかった。2019 年の事案も、11 月の臨時取締役会で初めて一部知らされた。2015 年に就任した片岡氏と藤本氏の場合は、

知っていたかどうかは不明である。監査等委員会として内部監査部門との連携等、独自の情報ルートを持っていなかったのか？については疑問が残る。

＊この後、監査等委員である取締役選任議案の総会提出請求権に関して、質疑応答があったが、その後の調査結果も含めて長文なので、本文の最後に記載する。

C. Wi-Fi ダウン後の意見交換（ZOOM側）

【意見】そもそも税関の調査、税務当局の調査であれば、監査役等としては、その指摘された理由について、検討すべきである。指摘された内容、修正して追加課徴金を支払う根拠を明確にしなければならない。会社が追徴課税を言い渡されることは、内部統制上、由々しき問題であり、何ゆえにそのような事態に陥ったのか？ 賄賂（賄賂であったのかどうか不明点が多い??）発生の原因であるからである。

天馬現地子会社は、現地に税制他諸法規に精通し各省の通達等も含む規則に詳しいベトナム人のスタッフ（部長以上のクラス）を雇用していたのか？ 日本人駐在員だけでは現地会社の経営は難しい。

★この後、何人かの方から外国公務員への賄賂問題に関する体験談の発言があった。次にベトナム天馬の賄賂を提供した者は当局に逮捕されていないのか、なぜ賄賂を提供することに追い込まれたのか、今どうなっているのか、という話になり、山口弁護士の4月6日の記載内容が紹介された。「税務当局の調査を受けて、法人税法違反を指摘され、追徴額、罰金額を提示され、さらに1500万円相当もってきたらなんとかすると要求された。（山口弁護士は）追徴額、罰金額が減額になるとしたら、賄賂を支払う誘惑に取締役など当事者はどう立ち向かうでしょうか」と記載している。更に6月5日のブログでは、ベトナム当局が動き出し、日本に情報提供を要請しているという話があるようだ、との記載の紹介があった。

【意見】監査等委員会には、監査等委員以外の取締役の選任議案や報酬について意見を決定しなければならないとされ、その意見を取締役会や株主総会で述べることを会社法で規定している。監査役設置会社には、このような権限が規定されていないが、もし天馬事件のように不正を行った取締役が選任議案に含まれるとき、監査役はどう対応するか、皆さんはどう考えるか。

B. （続き）【監査等委員である取締役選任議案の総会提出請求権についての会場での質疑応答】

【意見】報告本文P8「（4）監査等委員である取締役選任議案の総会提出請求権」⑥「ここで注意しておくことは、議決権こそありませんが、監査役にも同じ権限が与えられており、それを規定しているのが会社法第343条2項であります。」の指摘は極めて重要である。取締役会の議決権がない点は異なるが、監査役も同じ強い権限を持っている。監査役の中でさえ、監査役には同意権があるだけと考え、選任議案の総会提出請求権があることを知らない人がいる。実際に監査役がこの権限を行使した事例は非常に少ないが、今回の事案を契機に改めて監査役選任の在り方を見直す必要があるのではないか。

なお、同じ個所にあるビジネス・ジャーナルの記事「この条項は2005年に会社法が誕生する際によりやく入りましたが、法制審議会で議論された形跡がなく、まともに議論しても通せないと踏んだ立法担当者が、しれっと入れてしまった。」という記述は正確でない。平成13年（2001年）商法特例法改正時に、大会社のみが対象であるが本制度は既に導入されており、その時に議論は行われている。「批判の多かった監査役選任が実質的に社長等に委ねられている点の是正措置として、同意権及び提案請求権が付与されることになった」

【質問】「監査等委員である取締役選任議案の総会提出請求権」のところで、会社側が提案した

選任議案に対して、監査等委員会側から選任議案が出て、最終的に後者が優先されたとのことだが、何故会社側が譲って監査等委員会の提案を採用したのだろうか。監査等委員会の同意なくしては選任議案を総会に提案できないが、会社側の選任議案に対して監査等委員会が拒否（不同意）するには合理的な理由が必要で、一度不同意になっても会社側は候補を差し替えて同意を求めることが出来るはずだが、どういう事情でしなかったのだろう。

【回答】（研究会後の調査結果も踏まえて）

会社側の監査等委員の追加選任議案に対して、当方の手持ちデータを再度調べた結果は、（2020年8月11日ビジネスジャーナルで、金融ジャーナリスト伊藤 歩氏のコメントです）、同ネット記事1ページ目・・・「さらに、監査等委員会は自ら「監査等委員の取締役」の候補者を立てることが出来て、それを会社提案の候補者として会社側に請求でき、請求を受けた会社側はこれを拒否できない。つまり、会社側が別の人物を候補者として立てたにもかかわらず、監査等委員会がそれに同意せず、独自に立てた候補者が菅弁護士という事なのだ。」と伊藤氏は述べている。

会社側が立てた倉橋博文氏を、監査等委員会で同意するかしないか決議するとすれば、その時の状況から、北野治郎監査等委員と片岡義正監査等委員が不同意、藤本潤一監査等委員が同意で、2:1で不同意が監査等委員会としての決議になったことは、容易に想像がつく。

その不同意の理由は、小生の別紙—3の15ページの下から7行目の③で、倉橋氏の社外取締役選任に賛成できないと株主の会がコメントしている「倉橋氏は、そもそも海外贈賄事案に関与した藤野社長、須藤 CFO、金田常務が主導して監査等委員である取締役にするよう提案してきた経緯から、CG 体制・内部統制体制の抜本的強化に取り組むことが出来るのか疑問が残る」という事と同じ理由ではなかろうかと推察する。（あくまで推察）別のところで、いったんは監査等委員会は会社側の選任案に同意した経緯があるので、それを覆す不同意の決議をもう一回したのか、更に監査等委員会の選任議案を請求すること自体が、会社側の選任議案に不同意したことになるのか、これは分らない。

また、会社側の選任議案に不同意である理由を会社側にどこまで開示せねばならないのか、会社法の文面では規定がないのではないのか？ 監査等委員会が会社側の選任議案に同意したままで、更に自分たちの選任議案を出して、総会で2つの議案が出ることは、会社法上ありうるのか？ ★（後注参照） 同意したままで、監査等委員会の選任議案を提出する正当な理由は存在するのか？やはり、最終的に不同意になったから選任議案を独自に出すのではないのか？

結果的に、本文の7ページ（4）①項で記載したように、会社側は監査等委員会の選任議案の請求に抗することが出来ず、（おそらくいやいやながら）請求書の文章そのままを会社側の選任議案として掲載している。会社側は、この菅 弘一氏が誰の紹介であったのか、盛んに監査等委員に問いただしていた。最終的に、司元名誉会長が使用している弁護士事務所の紹介であったことも、判明している。

★（板垣注）

下記は、監査役に関する奥島孝康編『新基本法コンメンタール会社法2』P118の記述だが、監査等委員会も同様と思われる。ただし、論者によっては違う解釈もあり得るかも知れない。「監査役・監査役会は、取締役の指名する候補者に同意を与えない代わりに、自ら特定の候補者を総会に提案することを取締役に請求することができ、また、取締役の指名する候補者に同意を与えつつ、更に別の候補者を総会に提出することを取締役に請求し、そのうちのいずれかを総会の選任に委ねることもできると解される。監査役選任に関する議題・議案の提出請求の方法については、特に制限はないので、口頭でも可能である。

監査役・監査役会から選任議題または議案の提出請求があった場合には、取締役は、当該請求が要件を満たしている限り、（取締役会設置会社では取締役会決議を経て）これを株主総会に付議しなければならず、これに違反した場合には、任務懈怠の責任を負うほか、過料の制裁に処せられる。」（➤取締役会には拒否権がない！）

以上